

平成17年 7月11日
生涯学習部光が丘図書館

陳情184号 区立図書館の委託化反対と図書館の充実発展について

陳情要旨

- 1 図書館のカウンター業務をはじめとする業務の委託化はやめてください。
- 2 資料費を増額し、利用者の期待に応えられるようにしてください。
- 3 全館に知識と経験豊かな職員を配置してください。
- 4 図書館法に基づいて図書館協議会を早急に設置し、練馬区の図書館のあり方を協議してください。
- 5 利用者懇談会を開いて、利用者の声を運営に活かしてしてください。

区立図書館の業務委託等について

1 業務委託の基本的考え方

平成16年9月策定の「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、図書館業務の一部を民間に委託することにより図書館の効率的・効果的な運営を図るとともに、図書等所蔵資料の充実、開館日・開館時間の拡大、子ども読書活動支援センター事業の実施等により図書館事業の充実を図る。

2 直営業務と委託業務の区分

(1) 直営業務

図書館の基幹的業務である図書館運営の理念・方針・計画の企画・調整業務および図書館の各事業の計画・執行の企画・調整業務は区職員が行う。また、蔵書管理業務（装備等補助的・作業的業務を除く。）、複雑事例のレファレンス、児童・障害者対象事業および関係機関・団体支援業務については区職員が行う。

(2) 委託業務

上記(1)以外のカウンター業務、その他補助的・作業的業務については委託業務とする。

3 年度別実施館数

18年度	19年度	20年度
練馬図書館、貫井図書館 大泉図書館、春日町図書館	平和台図書館、関町図書館 稲荷山図書館、南大泉図書館	光が丘図書館、石神井図書館 小竹図書館
4館	4館	3館

4 業務委託の効果

(1) 職員数の削減

常勤職員を3年間で85人削減する。

(2) 所蔵資料等の充実

人件費の削減額から業務委託に要した経費を差し引いた純減額の一部をもって、図書・資料の購入費増をはじめ各種事業の充実を行う。

(3) 開館日・開館時間の拡大（委託実施館から順次実施）

① 開館日の拡大

以下の変更により開館日を15日間から27日間、拡大する。

1	休館日の変更による増 休館日を月曜日に統一する。但し、その内の1日については開館する。
2	毎月の館内整理日の変更による増 毎月第4金曜日の館内整理日(一斉休館)を第4月曜日に変更
3	5月4日(国民の休日)を開館することによる増
4	12月28日(年末の休館日)を開館することによる増
5	特別館内整理期間を2日間短縮することによる増

※開館日16年度実績 287日～300日

※拡大後(年度ごとに変動有り) 312日～314日

② 開館時間の拡大

平日は1時間拡大	現在	午前9時から午後7時まで
	委託後	午前9時から午後8時まで
土・日曜日および祝日は2時間拡大	現在	午前9時から午後5時まで
	委託後	午前9時から午後7時まで

なお、開館時間の延長後の効率的な職員配置と業務委託の活用を踏まえ、午後5時15分以降の業務は受託事業者による対応とする。

(4) 子ども読書活動支援センター事業の実施

光が丘図書館に全館の児童対象事業専管組織を設置し、子ども読書活動支援センター事業を実施する。なお、専管組織の設置は20年度とするが、18年度から一部先行的に職員の増配置を行い、事業を進める。

5 組織改正

各種図書館事業の充実および業務の効率的な運営のため、光が丘図書館の組織を改正する。なお、改正の時期は平成20年4月とする。